

消防危険地域警防計画概要

糸魚川市消防署

1. 計画の考え方

市内には、木造建物が密集し、かつ道路^{きょうあい}狭隘、水利不足等のためいったん火災が発生すると延焼速度が早く延焼拡大の虞が大きい地域がある。

これらの地区は、消防活動上から見て障害が多いため、最も効率的な消防活動を行うための対策が必要である。

2. 計画の重点事項

① 地域特性の分析と活動方針の決定

危険地域は大火災になりやすい地域であるが、その要因はそれぞれ地域によって異なっており、地域特性を分析し当該地域に適合する活動方針決定に必要な事項を重点とする。

② 延焼拡大防止対策

到着時の延焼範囲を予測して、各隊の部署位置及び筒先配備に関する事項を具体的に作成する。

③ 消防警戒区域と避難誘導に係る対策

状況により予想延焼範囲を超える場合があることを前提に、消防警戒区域等について計画しておく必要がある。

④ 消防水利

- ・消火栓を指定する場合は、配管口径や静水圧に考慮して指定する。
- ・長時間の消火活動を考慮して、必要により防火水槽の補充を考慮する。
- ・水利事情が悪く遠距離送水となる場合は、中継隊形による活動を考慮する。

⑤ 消防団等との連携

消防団、自主防災組織、自衛消防協力隊の協力が期待できるので、連携を考慮する。

3. 計画樹立上の留意事項

- ・計画の樹立単位は、道路、建物、水利等の状況に応じた単位とする。
- ・計画の樹立単位面積が大きく、火点位置によって各隊の水利及び進入位置が異なる場合は、水利部署位置及び進入路等の指定は行わず、状況に応じた対応ができるよう計画する。
- ・付近図には、普通車両及びホースカーの通行可否を明示する。
- ・道路、建物、水利等の状況について綿密な調査を実施し、消防部隊の運用について、実態に即した計画とする。

4. 消防危険地域の指定

- ・筒石地区、小泊地区及び能生地区とする。

5. 作成する資料

① 警防計画説明書

- ・ 第1出場隊の任務、活動概要を記入する。
- ・ 先着隊となる能生警防分隊の部署する水利を指定する。

② 戦術説明書

- ・ 戦術内容を詳細に記入する。

③ 危険区域図

- ・ 図面のサイズは一目でわかる適切なサイズとする。
- ・ 先着隊となる能生警防分隊の部署する水利を指定してその範囲を区画する。
- ・ ホースカーの通行可否を明示する。
- ・ 活動上必要なコメントを記入する。

※参考

糸魚川市警防規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、市の警防活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(6) 警防計画 火災その他の災害を最小限度にとどめるに必要な事前の計画をいう。

(9) 消防危険地域 火災の対象及び事象のいずれから判断しても延焼の危険が極めて大であると認められる地域をいう。

（消防危険地域の設定）

第7条 消防危険地域は、次の要件を詳細に調査し、設定する。

- (1) 火災認知の難易
- (2) 道路、地形、地物及び水利の状況
- (3) 庭園、路地その他の空地の有無
- (4) 建築物集合の粗密及びその構造並びに種別
- (5) 爆発物件、引火性物件、毒劇物その他危険物製造所等の集合の有無
- (6) その他消防活動及び延焼危険のある事物

（消防危険地域警防計画の樹立）

第8条 管内の消防危険地域を実地調査した上、火点を想定し、消防危険地域警防計画を立てなければならない。

2 広大な消防危険地域は、通路、地形及び地物により小範囲に区分して計画するものとする。

（警防計画の策定要領）

第9条 警防計画は、次に掲げる事項を予定して策定しなければならない。

- (1) 出動消防隊
- (2) 署からの順路、距離及び出動から活動開始までの所要時間
- (3) 各隊の到着順序
- (4) 各隊の進入担当方面
- (5) 使用水利口数及び所要ホース
- (6) 人命救助の方法
- (7) 爆発物件、引火性物件、毒劇物その他の危険物の種類及び数量
- (8) その他警防上必要な事項